

平成 28 年度
包括外部監査結果報告書

《 概要版 》

平成 29 年 1 月 13 日

神奈川県包括外部監査人

弁護士 湯 沢 誠

《概要版》

目 次

第1編	包括外部監査の概要	1
第1章	特定した事件（監査のテーマ）	1
第2章	監査対象年度	1
第3章	監査の実施期間	1
第4章	特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由	1
第5章	監査の視点	1
第6章	報告書の記載について	2
第2編	総論	3
第1章	神奈川県における財政的援助団体等の概況	3
第2章	財政的援助団体等に関する神奈川県の取組	5
第3編	監査の結果	6
第1章	総論（財政的援助団体等の選択方法等）	6
第2章	株式会社湘南国際村協会	7
第3章	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会	18
第4章	神奈川県道路公社	29
第5章	公益財団法人神奈川産業振興センター	37
第6章	財政的援助団体等全般について	42
第4編	包括外部監査結果の総括	47
第1章	指摘事項・意見の区別	47
第2章	指摘事項・意見の一覧表	47

第1編 包括外部監査の概要

第1 特定した事件（監査のテーマ）

- ・ 財政的援助団体等に関する財務事務の執行について
- ・ 株式会社湘南国際村協会（財政的援助団体等）
- ・ 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（財政的援助団体等）
- ・ 神奈川県道路公社（財政的援助団体等）
- ・ 公益財団法人神奈川県産業振興センター（財政的援助団体等）

第2 監査対象年度

平成27年度（必要な範囲で他の年度についても監査の対象とした）

第3 監査の実施期間

平成28年5月17日～平成29年1月13日まで

第4 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由

1 財政的援助団体等に関する県歳出等からの視点

平成27年度県歳出決算額	約1兆9648億円
平成25年度補助金交付実績総額	約1272億円
県主導第三セクター資産合計額	約2855億円
県主導第三セクター負債合計額	約1832億円
平成27年度以降県損失補償・債務保証支出予定額	約1154億円

財政的援助団体等に関する県歳出額や、県の財政的援助団体等自体の資産・負債の状況は、県財政が厳しい中で、決して軽視することのできない金額であり、財政的援助団体等に関する財務事務の執行が、合规性を備えた上で、経済性、有効性、効率性をもって執行されているかどうかを監査することは、県財政の健全な運営を図る上で重要である。

2 財政的援助団体等に関する県の取組からの視点

県主導第三セクターの自立化や法人運営の効率化等に向けた取組、補助金・負担金の見直しの取組など、財政的援助団体等に関する県の取組の流れの中で、財政的援助団体等に関する財務事務の執行を監査することは、県の取組や、その見直し実現の、より一層の推進を図る上で、十分に意義がある。

第5 監査の視点

監査の視点の大枠を次のように定めた。

- 1 出資、補助金、その他の財政的援助（貸付、債務保証、損失補償等）にまつわる適正性等
- 2 財政的援助団体等の目的、組織、事業計画の適正性等
- 3 財政的援助団体等における予算、決算、収支の適正性等

- 4 財政的援助団体等における人事・労務、人件費の適正性等
- 5 財政的援助団体等における資産・施設等の管理の適正性等
- 6 財政的援助団体等における委託・請負契約の適正性等
- 7 財政的援助団体等における債権管理の適正性等
- 8 財政的援助団体等に対するモニタリングの適正性等

第6 報告書の記載について

本報告書で指摘事項とするものは、監査テーマの中で違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項である。

意見とするものは、監査テーマの中で違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考える事項である。

第2編 総論

第1章 神奈川県における財政的援助団体等の概況

第1 県下の財政的援助団体等の団体数等

県の監査委員が定めた選定方針により作成した「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」によると、財政的援助団体等は67団体であり、その監査対象・実施団体には、県出資団体のほか、補助金・貸付金・損失補償等の財政的援助に係る団体及び指定管理者が存在する。

第2 県下の財政的援助団体等の現状

1 県出資等団体

県が出資等している102法人のうち県主導第三セクターは16法人ある。

出資率区分	法人数	本年度包括外部監査対象団体
100%	4法人	公益財団法人神奈川産業振興センター、 神奈川県道路公社
100%未満 50%以上	7法人	
50%未満 25%以上	3法人	株式会社湘南国際村協会
25%未満	2法人	

県主導第三セクター（16法人）の平成26年度決算において、黒字法人は12法人、赤字法人は4法人である。

2 補助金交付団体

平成25年度～平成27年度の補助事業数

平成25年度	平成26年度	平成27年度
486件	481件	451件

3 損失補償団体・債務保証団体

平成25年度～平成27年度の損失補償事業数

平成25年度	平成26年度	平成27年度
13件	13件	12件

平成25年度～平成27年度の債務保証事業数

平成25年度	平成26年度	平成27年度
4件	4件	4件

4 負担金団体

平成25年度～平成27年度の負担金負担事業数

平成25年度	平成26年度	平成27年度
179件	170件	173件

5 貸付団体

平成 25 年度～平成 27 年度の貸付実績額（単位：千円）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
9, 228, 340	10, 149, 662	未集計

第2章 財政的援助団体等に関する神奈川県の実施

第1 補助金・負担金の削減に向けた県の取組

県は、平成24年10月、緊急財政対策を取りまとめ、そこでは、「全ての補助金・負担金について、その必要性や内容の妥当性をゼロベースで検証し、『廃止』『削減』を含めた見直しを検討する。また、その内容や規模、実施時期についてのロードマップを明らかにする。」こと等を基本的な考え方とし、これに基づき補助金・負担金の見直しを推し進め、平成26年2月、緊急財政対策の取組結果を公表している。

緊急財政対策の取組結果では、今後、緊急財政対策で掲げた「県単補助金」見直しのロードマップ等の実現などの中長期的課題は「行政改革推進本部」に引き継ぎ、不断の行政改革の中で着実な取組を進めていく、とされている。

第2 県主導第三セクターの自立化に向けた取組

県では、法人運営の効率化や、平成17年度以降は県主導第三セクターの自立化にも取り組んでおり、かかる取組の中で、平成15年度で35法人あった県主導第三セクターの法人数は、平成27年度で16法人となっている。

県主導第三セクターでは、見直しに向けた取組や法人運営の健全化・効率化に向けた取組を着実に進めるため、抜本の見直しを進める法人については「見直しの行程表」を、引き続き県主導第三セクターとして存続する法人については「経営改善目標」をそれぞれ策定している。

第3編 監査の結果

第1章 総論（財政的援助団体等の選択方法等）

第1 財政的援助団体等の選択の方法と選択した団体について

1 監査対象とする財政的援助団体等の選択の方法

総支出額が高額な財政的援助団体等の中から、これまで包括外部監査の対象となったことがあるか、財政的援助の規模が大きいかなど、どのような種類の財政的援助を受けているかなどといった要素をも勘案して、監査対象とする団体を次のとおり四つ選択することとした。

(1) 株式会社湘南国際村協会

県が40%出資している団体（県主導第三セクター）であり、県からの補助金等の財政的援助は受けていない団体。但し、県と（株）湘南国際村協会が共有及び区分所有する湘南国際村センターの管理組合の負担金が県からも支払われている。

(2) 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

県から補助金、損失補償の財政的援助を受けている団体。

(3) 神奈川県道路公社

県が100%出資している団体（県主導第三セクター）であり、かつ、県から貸付金、債務保証の財政的援助を受けている団体。

(4) 公益財団法人神奈川産業振興センター

県が100%出資している団体（県主導第三セクター）であり、かつ、県から補助金、負担金、貸付金、損失補償の財政的援助を受けている団体。

第2 選択した財政的援助団体等に対する監査の視点・手法

1 監査の具体的な視点

(1) 目的、組織、収支、事業計画、(2) 出資、(3) 予算・会計、(4) 理事・役員・評議員、(5) 補助金、(6) 委託・請負、(7) 人事・労務・人件費、(8) 資産管理、(9) 施設関連、(10) 県からの貸付金、団体の債権管理

2 監査の方法

(1) 書面による質問、資料提供の依頼、ヒアリング

(2) 事業所等の現地調査、会計帳簿等の査閲

(3) 上記(1)(2)を通じて生じた疑問点等につき、県所管部局や当該団体に対して改めて照会文書にて照会を行い、さらに必要に応じてヒアリングを重ねた。

第2章 株式会社湘南国際村協会

第1 法人の概要

湘南国際村の基幹施設である「湘南国際村センター」の管理・運営、会議・イベント等の各種企画事業、旅行業法に基づく旅行業を営んでいる株式会社である。

第2 監査の結果

1 湘南国際村センターの在り方について

湘南国際村が開村した当初、湘南国際村センター（以下「センター」という）は、(株)湘南国際村協会（以下「協会」という）が単独で経営し、単独で黒字化を目指す施設であったはずである。

ところが、現状では、センターは毎年多額の赤字を出す施設となっている。センターが未だに協会の単独所有であったならば、それはそのまま協会の赤字となっていたはずである。

しかし、現在は、センターが県と共有・区分所有された結果、協会の損益は均衡する一方で、センター全体の赤字分は、県に割り付けられるような形となってしまっている。

包括外部監査人は、協会の経営努力やセンターに一定の公益性があることは否定しないが、協会のみ損益を的にした議論は県財政への負担という面からは表層的な問題に過ぎない。

県がセンターの一部を共有・区分所有する意義や、県主導第三セクターである協会の経営計画策定、湘南国際村全体に関する今後の政策決定の材料としては、協会単独の運営だけではなく、施設としてのセンター全体の損益を踏まえた議論が必要であるところ、そのための情報が県民に適切な形で提供されているとは言い難い。

（意見 No. 湘1）

県がセンターの一部を共有・区分所有する意義や、県主導第三セクターである協会の経営計画策定、湘南国際村全体に関する今後の政策決定の材料として、協会だけではなく、施設としてのセンター全体の損益を踏まえた議論が必要であるところ、そのための情報が県民に適切な形で提供されているとは言い難い。

他の県有施設に比しても、センターについての県の情報開示方法は劣っていると看做ざるを得ず、施設としてのセンター全体の「見える化」等、センターの現在の状況が容易に理解できるような方法による適切な情報提供が望まれる。

包括外部監査人としては、次項以下にて述べていくように、センター

管理組合への負担金の支払いと、センター管理組合の運営には、多数の問題があると考えている。

具体的には、管理組合負担金における人件費の支出など、県と協会との契約関係や費用分担において不適切と言わざるを得ない点があり（下記「指摘事項 No. 湘 2～4」等参照）、また、大規模修繕工事の予算計上（下記「指摘事項 No. 湘 5」参照）や、センター管理組合の税務申告（下記「指摘事項 No. 湘 7、8」等参照）や、内部統制（下記「指摘事項 No. 湘 9」）等においても不適切な点があると言わざるを得ない。

これらの問題点は、県と協会がセンターを共有・区分所有するというスキームそのものにも、その遠因があると思われる。

（指摘事項 No. 湘 1）

県からセンター管理組合への負担金の支払いは、財務規則等の統制や議会・県民による監視の目が届き難く、自己契約に近い性質を有するため、制度的に、財務上の潜在的なリスクが高い取引となっている。

県としては、このことに十分留意して、センター及びセンター管理組合の運営に携わる必要があるところ、現状は、その支出や運営についての疑義が多いと言わざるを得ない。

センター管理組合を通じた県の負担金は大きく、現行の運営スキームの見直しを含めた議論が行われるべきであり、これらの点が放置されている現状は、著しく不適切と言わざるを得ない。

2 湘南国際村センター管理組合の事務局費について

協会がセンター管理組合の事務局業務を担うこと自体は一つの合理的な方法であるとは思われるが、あくまでも協会とセンター管理組合は別の団体であるから、センター管理組合が事務作業を協会に外注するのであれば、そこに業務委託契約を締結する必要がある。

センター管理組合は、清掃業務や設備管理について外部の業者に委託し、業務委託契約を締結しているが、センター管理組合から協会への事務局業務の委託も、法的には、それと同様のものと考えられる。

まして、年間の事務局費は約 2679 万円にも上るのであるから、センター管理組合から協会への業務委託の契約関係を書類上明確にする必要性は極めて高い。

（指摘事項 No. 湘 2）

センター管理組合から協会に支払う事務局費については、協会の担う具体的作業と工数が不明確な状態であり、業務委託に関する契約書すら作成されないまま、年間約 2662 万円が支出（うち人件費が約 2500 万円、さらにそのうち約 1900 万円が県の負担となっている）されており、著し

く不適切と言わざるを得ない。

その支出の根拠を明確にするため、事務局費人件費が4人分とされている点を始め、いずれの費目についてもその対価の妥当性を改めて客観的に検証するとともに、できるかぎり委託される個々の業務に対する工数と対価を明らかにすべきである。

また、その内容については、管理規約とは別に、センター管理組合と協会との間で業務委託契約書を作成すべきである。

3 県専有部分の管理に関する事務局人件費について

センター管理組合の事務局費として4人分の人件費が支出されているが、その4人分について、さらに管理組合内部にて、共有部分（2人分）と県専有部分（2人分）とに負担の配分がなされている。

しかしながら、管理規約の規定は「共用部分及び共有部分の負担割合」について定めたもので、共有・共用部分と県専有部分の負担割合を定めたものではない。したがって、県専有部分に2人分の人件費を割り当てる根拠とはならない。

そして、他に、共用・共有部分と専有部分の負担割合に関する明文規定があるわけでもない。

また、センターの共用・共有部分の管理業務について、管理組合の本来の業務としてセンター管理組合によって業務が執行されることはやむを得ないとしても、県が単独所有する県専有部分の管理については、区分所有建物の管理組合の本来の業務である共用・共有部分の管理に当然含まれるものではなく、そこに上乗せされた業務委託契約としてとらえるべき部分と考える。

（指摘事項 No. 湘3）

センターの県専有部分の管理について、その具体的内容や工数、金額の根拠が不明確な状態で年間1324万円もの人件費が支出されていることは、県が管理組合負担金の名目で、センター管理組合を通じて協会の財政を支援しているかのような外観を呈するもので、著しく不適切と言わざるを得ない。

県は、県専有部分に要する事務局費人件費が2人分とされている点の妥当性等について改めて検証し、できるかぎり委託される個々の業務に対する工数と対価を明らかにすべきである。

また、県専有部分に関する管理委託契約については、区分所有建物の管理組合における本来の業務である共用・共有部分の管理には含まれず、そこに上乗せされた業務委託契約としてとらえるべきであるから、管理規約から切り離し、財務規則における随意契約に必要なプロセスを

経て、改めて、県とセンター管理組合との間にて業務委託契約を締結すべきである。

- 4 湘南国際村センターの共用・共有部分に関する事務局費について
管理組合の共用・共有部分に充てられるとされる事務局人件費はさらに管理組合内部にて、協会と県とに負担が割り付けられている。

もっとも、センター管理組合が業務委託する清掃業務や設備管理業務の委託費用については、県と協会の持分割合に応じた負担とされているながら、協会へ委託する事務局業務についてのみ均等割の処理がなされることは合理的とは言えない。

共用・共有部分に関する事務局費は年間約 1277 万円であるから、その負担を均等割（1：1）にした場合と、持分割合（4：6）にした場合との差は無視できない金額となる。

（指摘事項 No. 湘 4）

センター管理組合から協会に対する事務局業務の委託費用についても、清掃業務等の他の委託費用と同様に持分割合に応じた負担とするのが公平であり、これを均等割での負担とする現在のセンター管理組合の規約は改定されるべきである。

- 5 4か年計画の大規模修繕工事について
県の保有する多数の施設の老朽化が問題となっている中で、その修繕の優先順位は極めて重要な政策課題である。
県の保有する施設であるセンターで、総額約 10 億円（うち県の負担額は約 4 億 2000 万円）をかけて 4 年に亘って修繕工事を実施することは、当該 4 年間において県の予算に一定の負担を与えることが確実なのであるから、県にとって 2 会計年度以上にまたがる事業として、これを継続費として予算化すべきである。

（指摘事項 No. 湘 5）

平成 27 年度から実施されているセンターの大規模修繕工事は、県の専有部分と共用部分を含めて、総額約 10 億円をかけて 4 年に亘って実施するものであり（うち県の負担額は約 4 億 2000 万円）、将来 4 年間の県の予算に負担を与えることが確定しているのであるから、県にとって 2 会計年度以上にまたがる事業にあたり、県はこれを継続費として予算計上すべきである。

- 6 修繕維持コストの「見える化」について
県では、県有施設について、その半数以上が建築後 30 年以上を経過しており、今後の建替えや大規模改修にかかる費用の増大等が課題となっているところ、そうした課題を県民と共有し、今後の公共施設のあり方

を考えていくための基礎資料として、平成 25 年に「県公共施設の見える化～修繕維持コストの現状と将来推計～」を作成している。

しかし、当該資料において、センターの大規模修繕工事が維持修繕コストに全く反映されていない。

(指摘事項 No. 湘 6)

平成 25 年に県が実施した「県公共施設の見える化」において、センターの維持修繕コスト実績が全く反映されておらず、県民に対する情報提供内容が著しく不適切である。県は、すみやかに当該情報の修正・補足等を実施すべきである。

7 大規模修繕工場のプロポーザルについて

センター管理組合では、平成 22 年と平成 27 年に大規模修繕工事を実施し、いずれもプロポーザル方式にて契約相手を選定している。

しかしながら、プロポーザルの参加者は A 社のみであり、いずれも A 社が工事を受注している。

(意見 No. 湘 2)

大規模修繕工場の発注においては、適切な発注価格を実現するため、複数の契約候補者を募り、競争的な手続きを経ることが非常に重要である。引き続き、プロポーザルの参加者数を増加させ、価格競争を促す方法を検討されたい。

8 センター管理組合の税務申告について

協会は、センター管理組合に対する負担金の支払いを消費税の課税取引としてその納税額から控除して税務申告をしている。

一方、センター管理組合には法人格を有していないが、その法的性質を検討すると消費税法 2 条第 1 項第 7 号に規定されている「法人でない社団」に該当し、課税取引を行っている場合には納税義務者となる。センター管理組合は、センター管理組合が消費税法上の「法人でない社団」に該当することについて包括外部監査人が指摘するまで認識しておらず、平成 19 年に県と協会によって構成されて以来、申告納税の義務を十分に検討して来なかった。

(指摘事項 No. 湘 7)

センター管理組合は、消費税法第 2 条第 1 項第 7 号に規定されている「法人でない社団」に該当する。また、課税資産の譲渡を行っている疑義があるから、消費税及び地方消費税の納税義務者となる可能性があるが、平成 19 年に県と協会によって構成されて以来、申告納税義務の有無を十分に検討して来なかった。

センター管理組合は、速やかに課税当局と協議を行い、その課税関係

を明らかにする必要がある。

センター管理組合は、法人格を有していないが、法人税法は「法人でない社団」についても、法人税法上の収益事業を行っている場合には申告納税の義務を課している。

センター管理組合は、携帯電話基地局等の設置場所を貸付けており、これらが収益事業に該当するから法人税の申告納税義務が生じる。

しかし、センター管理組合が法人税法上の「法人でない社団」に該当し、携帯電話基地局等の使用料収入を得ることが課税対象となる収益事業に該当することについて、包括外部監査人が指摘するまで認識しておらず、平成 19 年に県と協会によって構成されて以来、申告納税義務を十分に検討して来なかった。

(指摘事項 No. 湘 8)

センター管理組合は、法人税法第 2 条第 1 項第 8 号に規定されている「法人でない社団」に該当し、法人税の納税義務者となる。また、携帯電話基地局等の設置場所を貸付けている行為は課税対象となる法人税法上の収益事業に該当する。

なお、センター管理組合は平成 19 年に県と協会によって構成されて以来、申告納税の義務を十分に検討して来なかった。センター管理組合は、速やかに課税当局と協議を行い、その課税関係を明らかにする必要がある。

9 管理組合事務局費等の会計表示

センター管理組合は、区分所有法第 3 条によって規定される区分所有者の団体であり、その理事長（管理者）と区分所有者の関係は、民法の委任の関係として処理される。管理組合の理事長は、対外的には区分所有者を代理する権限を有し（区分所有法第 26 条第 2 項）、対外的関係において法律行為をするときは、区分所有者の代理人としてこれを行うことになるから、その法律効果は、区分所有者である県と協会に直接帰属することになる。こうしてセンター管理組合が、対外的関係において協会と法律行為をする場合は、その法律効果は区分所有者の協会に戻るようになる。つまり、協会はセンター管理組合に対する売上高として会計処理しているが、実際にはセンター管理組合は区分所有者の代理人であり、取引の相手先は区分所有者である神奈川県とセンター管理組合そのものである。

そうすると、この取引のうち少なくとも協会負担に帰すべき部分は、協会の協会に対する内部取引となってしまうことになるから、当該収益は第三者との間で客観的に実現したものではない。このような関係の資

金収受について、対外的な取引と考える売上高として表示すると、財務諸表利用者が売上高の規模や利益率の水準に対して誤認を招きかねない。

(意見 No. 湘3)

協会がセンター管理組合から収受している事務局費については、内部取引が含まれているから、協会の損益計算書上で売上高として計上せず、販売費及び一般管理費の控除として処理することが望ましい。

なお、現行どおり売上高として会計処理する場合には、決算公告により開示される個別注記表において関連当事者との取引として記載され、負担金の収受も含むすべての取引の内容、金額、取引条件の決定条件などが、利害関係者に示されるべきである。

10 湘南国際村センター管理組合の監査体制について

センター管理組合の管理規約第33条第1項には、「監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない」とされているところ、総会の議事録によると、いずれの監事も出席しておらず、監査結果の報告がされた形跡はない。

また、同条第2項には「監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。」と記載され、管理規約解説には「監事は、…理事会において積極的に意見を述べる必要がある。」と記載されているが、理事会の議事録によると、いずれの監事も出席しておらず、意見を述べた形跡はない。

(指摘事項 No. 湘9)

センター管理組合の監事が総会に出席せず、総会で監査結果を報告していない点は、管理規約第33条第1項に違反している。また、監事が理事会にも出席せず、理事会で意見を述べていない点は、管理規約第33条第2項の趣旨に反する状態にある。これらの点について、管理規約に則った監査業務を実施すべきである。

また、より充実した監査体制の実現についても検討すべきである。

11 湘南国際村センター管理組合の役員選任について

管理規約第28条によると、理事及び監事は、県又は協会が指定する者から総会で選任され、理事長は、理事の互選により選任するとされている(いずれも任期は2年)。

この県と協会からの役員の指定は、個人名ではなく役職名宛になされており、役員選任の総会議事録においても、役職名のみが記載されている。

理事会においても同様に、平成27年3月31日に「神奈川県政策局自治振興部地域政策課長の職にある者」を理事長として選任しており、やはり個人名の記載はない。

また、当該職名の担当者が人事異動した際にも、新たな選任決議はなされていない。

(意見 No. 湘 4)

センター管理組合役員を選任に際しては、県及び協会の職名宛のみの選任決議がなされている。

しかし、その責任及び権限を明確にするため、職名のみならず、個人名も記載した選任決議を行うことが望ましい。

(意見 No. 湘 5)

センター管理組合の役員において、従前就任していた者が、県や協会の人事異動等で担当者が交代した場合には、センター管理組合の総会及び理事会においても速やかに、前任者の退任と新任者の選任の決議を行うことが望ましい。

12 湘南国際村センター共用部分の無償利用について

センターの共有部分は普通財産とされており、その一部であるカフェテリア、フロントバックヤード、プール、倉庫などについて、管理規約によって、協会に無償で専用使用権が与えられている。

他方で、県には「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」が定められているところ、この基準によれば、「県の指導監督を受ける団体が県の事務又は事業の遂行上必要な公共・公益を目的とする事業の用に供するために使用するとき」であっても、「県が主として出資している団体」でなければ、5割を超える減額又は無償貸付けはできないものとされている。

(指摘事項 No. 湘 10)

普通財産であるセンター共有部分の一部について、県と協会が管理規約によって協会に無償の使用権を設定していることは、上記の「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」と抵触するものである。

協会及び県は管理規約を改定し、上記基準に則った使用料を設定すべきである。

13 バルコニー隔板の修繕費について

センター管理組合では、平成 27 年 12 月に、協会の専有する宿泊棟の複数のバルコニー隔板の修繕工事を約 145 万円で実施している。

バルコニーは管理規約にて法定共用部分とされ、上記の修繕費用は県と協会にセンターの持分割合で割り付けられている。

しかし、バルコニーとバルコニー隔板は協会専有の宿泊棟だけに存在

し県専有の研究棟には存在しない。

(意見 No. 湘6)

センターにおいては、バルコニー隔板は、協会専有の宿泊棟にしかなないのであるから、当該修繕工事は共用部分ではなく協会専有部分の修繕と考えるのが相当である。

そして、その費用は、持分割合ではなく協会が全額負担するものと扱うことを検討されたい。

その他の修理費用についても、一般的なマンション管理組合において用いられている解釈に頼ることなく、センター独自の状況に鑑みて、改めて負担方法を見直すことが望ましい。

14 駐車場のアンテナ設置賃料収入について

協会は、専用使用権の設定されている駐車スペースのうち3台分について、携帯電話会社であるA社と賃貸借契約を取り交わし、携帯電話アンテナ機器の設置場所として利用させ、賃料収入を得ている。

しかし、当該駐車スペースに設けられた携帯電話アンテナ機器の設置場所は、建物躯体の床と天井にコンクリートで打ち付けられ、当該スペースは駐車場としての機能を半永久的に喪失している。

管理規約により駐車場の専用使用権が与えられているとはいえ、床と天井の建物躯体部分にコンクリートで打ち付け、駐車場としての機能を半永久的に喪失させるような使用方法までが、管理規約で許容されているとは考え難い。

(意見 No. 湘7)

協会がA社に賃貸している駐車場のスペースは、もはや「駐車場」とは言えず、A社はセンターの建物躯体そのものを一体として利用している状態にある。

このような共用部分である建物躯体そのもの賃貸借契約については、センター管理組合を契約当事者とし、その賃料についても全額をセンター管理組合の収入とすることが望ましい。

15 セグメントごとの損益計算について

協会では3か所のレストランと宿泊施設、会議施設の運営を行っている。協会においては、各セグメント別損益の集計をしてはいるものの、それは単に売上高と運営委託費を対比したものに過ぎず、中身についての分析が乏しく、その他の付随費用の考慮もされていないため、経営分析のための損益計算としては内容が不十分と言わざるを得ないものであった。

(意見 No. 湘 8)

セグメント別の損益は経営分析の基礎資料として非常に有用なものであるから、協会においては、より内容の充実した営業セグメント別の損益を算出し、より有効な経営管理を進めることが望ましい。

16 協会事務室の使用状況について

協会は、従前より、行政財産の使用許可を受けて研究棟の3階部分を事務室として利用してきた。

ところが、平成28年1月以降は、事務室を1階のフロントバックヤード部分に移転しており、平成28年8月時点で研究棟の3階部分は使用されていなかった。

(意見 No. 湘 9)

協会が平成28年1月まで事務所として使用していた研究棟3階部分は、仮に、事務所移転後にすみやかに事務室を明け渡せば、平成28年4月1日以降は使用許可を取得する必要はなく、年間使用料147万7496円を支払わずに済んだ可能性がある。

コスト削減と施設の効率的な利用という点に鑑み、平成29年3月31日以降は、研究棟3階部分の使用許可は取らずに事務室を明け渡すことを検討されたい。また、大規模修繕工事等でスペースが必要な場合は、当該期間の期間の使用料は、他の管理費と同様に県と分担することが望ましい。

17 個人情報管理について

協会では、宿泊者等の個人情報について、個人情報保護規程を定めており、当該規程の別表「個人情報データ等一覧」にて書類やデータの種類に応じて、保管場所や保管期限、破棄方法などが定められている。

包括外部監査人において、全ての個人情報の取扱いを確認したわけではないが、現地調査した範囲において、何点か、個人情報取扱規程に反する取扱いがなされていた。

(意見 No. 湘 10)

個人情報の取扱い状況を再度確認し、個人情報保護規程に沿った個人情報の取扱いをすることが望ましい。

18 備品管理について

センター内の備品(テーブル・椅子や絵画等)は、県所有のものと協会所有のものがあり、いずれも管理規約にて、センター管理組合にて管理するものとされている。

これら備品のうち、県所有のものについては紙ベースでの備品台帳が整備され、そこに現品照合の結果が記録されている。

ところが、協会所有の備品については、コンピューター上のデータベースとしての備品台帳はあるものの、紙ベースのものはなく、現品照合の結果はどこにも記録されていなかった。

(意見 No. 湘 11)

協会の所有する備品の適切な管理のため、定期的な現品照合の結果を記録しておくことが望ましい。

第3章 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

第1 法人の概要

神奈川県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう、地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉事業、公益事業、収益事業その他の事業を実施している。

第2 監査の結果

1 生活福祉資金貸付制度について

生活福祉資金貸付制度は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度である。都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。

生活福祉資金の貸付原資は、県から社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という）に対する補助金として交付されているものの、現在、当該補助金の財源は全て国であるとのことである。

2 生活福祉資金原資の保有（国庫補助金等特別積立金）について

県社協には、生活福祉資金貸付金の原資が国庫補助金等特別積立金として、平成28年3月時点で143億5517万円ある。他の都道府県においても、生活福祉資金原資の余剰が発生しており、全国で合計約3519億円にも上っている。

県社協が貸付原資の取崩しをするためには、県知事との協議、厚生労働大臣による承認又は指示が必要であり、県社協に取崩しの自由な裁量が認められていない上、上記手続を経て貸付原資の取崩しが行われたとしても、些少な金額にとどまっている（平成27年度は1%未満）。その一方で、毎年度ではないものの、貸付原資の補助金が交付され続けており、貸付原資の余剰は増加傾向にある。

今後、全国社会福祉協議会では厚生労働省と協議の上、原資の保有基準を作成することとしており、また、厚生労働省で、貸付原資の返還等についても検討していくとのことであるが、他方で、生活福祉資金貸付金の貸付件数や貸付金額を増やす等により、貸付原資の余剰を積極的に活用する必要がある。

(意見 No. 社1)

県社協には、生活福祉資金貸付金の原資が国庫補助金等特別積立金として、平成28年3月時点で143億5517万円あり、そのうち約28億円が普通預金、43億円が定期預金として運用されている。

県社協においては、貸付原資を有効に活用すべく、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して有効な広告媒体を活用するなど生活福祉資金貸付制度の周知のためのより一層の方策を採ることが望まれる。

3 国庫補助金等特別積立金明細書の作成について

県社協においては、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金について、国庫補助金等特別積立金明細書が作成されていない。

生活福祉資金会計は、生活福祉資金会計準則（以下「会計準則」という）及び生活福祉資金会計要領（以下「会計要領」という）に従えば、全て適正であるというわけではなく、社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」という）に照らして妥当か否かがまず先に検討されなければならない。

会計基準において、国庫補助金等特別積立金明細書の作成が義務づけられているのは、年度内の積立て及び取崩しの推移を明らかにすることにより、財務状況の透明性を確保し、その適法性・妥当性を適正に監視する趣旨であると考えられるが、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金についても上記趣旨は妥当する。

(指摘事項 No. 社1)

県社協において、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金について、社会福祉法人会計基準に定められた国庫補助金等特別積立金明細書が作成されていない。

生活福祉資金会計に関し、県社協の財務状況の透明性を確保し、その適法性・妥当性を適正に監視していくために、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金についても、国庫補助金等特別積立金明細書が作成されなければならない。

4 国庫補助金等特別積立金明細書の作成方法について

国庫補助金等特別積立金には、固定資産の取得を目的とするものと生活福祉資金の貸付原資がある。上記3の指摘事項により、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金について、国庫補助金等特別積立金明細書を作成する場合においては、同明細書において、固定資産の取得を目的とする国庫補助金等特別積立金と混同することがないよう両者を区別して計上することが望ましい。

(意見 No. 社2)

生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金と固定資産の取得を目的とする国庫補助金等特別積立金について国庫補助金等特別積立金明細書を作成する際には、両者を混同することがないように区別して計上することが望ましい。

5 生活福祉資金貸付金の長期滞留債権と徴収不能引当金について

生活福祉資金会計の貸借対照表上の貸付金債権の評価額は、53億1014万円であるが、包括外部監査人が算出した貸付金債権の理論的な評価額は26億9448万円であり、差引26億円余(53億1014万円-26億9448万円)が過大に計上されていると試算される。

生活福祉資金特別会計の徴収不能引当金は、健全な債権に係る徴収不能見込額と、徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額、徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額の合計額である。

健全な債権及び徴収不能のおそれのある債権の過去の徴収不能実績率が僅か0.16%、0.23%に過ぎないため、それぞれ300万円、600万円と少額の引当額となっている。

生活福祉資金貸付金の償還免除実績が少ないため、いつまでも徴収不能にならずに、長期に滞留して損失処理が先送りにされている債権が計上され続けており、同債権は、徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額(C')として個別に資産価値の減損額が評価されるべきである。また、健全な債権に係る徴収不能見込額(A')と、徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額(B')の算定上の徴収不能実績率も見直すべきである。

(指摘事項 No. 社2)

生活福祉資金貸付金の徴収不能引当金を考慮した後の貸借対照表計上額は53億円だが、これは包括外部監査人が貸付金債権の将来キャッシュフローから合理的に算定した価額である約27億円と比べて著しく乖離している。事業活動報告書において長年にわたり多額の損失計上が繰り返されていることとなり、財務諸表利用者に生活福祉資金会計の正しい財政状態を開示しているとは到底言えず、不適正である。

現在の貸付金・長期滞留債権の中には引当不足の「徴収不能の可能性が極めて高い債権」が含まれているはずであるから、このような債権の評価を見直し、実態に即した評価額で計上すべきである。

また、その他の債権の徴収不能引当金の見積り根拠である徴収不能実績率もこのような実態に基づき修正されるべきである。

6 生活福祉資金貸付金の償還手続について

現状の督促状況を見ると、初回から3回連続滞納者を対象とした初期滞納督促以外に、初回から5回までの滞納者を対象とする県社協からの督促状の送付は、積極的に行われていないように見受けられた。

貸付金の償還率を上げるためには、滞納に対する初期対応が大切であり、書面での督促には有用性が認められ、県社協の債権管理システム上、滞納回数別の滞納者を抽出し、その一覧を作成し、督促状等の書面に入力すること自体は困難なことではない。

(意見 No. 社3)

生活福祉資金貸付金の低い償還率からして、現状の督促状況は十分とはいえない。

償還率を上げるためには、滞納に対する初期対応が重要であり、初回滞納調査や初回から3回連続滞納者に対する初期滞納督促だけでなく、初回から5回までの滞納者に対して、滞納の都度、県社協から督促状を送付するなどその他の督促方法の実施を検討されたい。

7 生活福祉資金貸付金の管理システムについて

生活福祉資金会計での情報システムは、①神奈川県独自業務のシステム(以下「一次システム」という)と、②生活福祉資金業務システム(以下「二次システム」という)から構成されている。

生活福祉資金会計での種々の業務はこれらの債権管理システムの業務プロセスや、一次システムと二次システムの正確性に依存しているが、県社協では、システム監査が実施されていない。

また、当該システムは、生活福祉資金会計における財務報告上の貸付金勘定の実在性や正確性を担保するための重要な内部統制の構成要素であるが、会計監査人からの定期的な監査を受けている記録もなかった。

(意見 No. 社4)

生活福祉資金貸付金の管理システムは、公表資料の全ての数値の基礎となるものであるから、その正確性を担保するためのシステム監査を実施することが望まれる。また、監事は、会計監査人による会計監査上、資金管理システムに係る監査手続が適切に行われているかについて報告を受け、評価することが望ましい。

8 生活福祉資金貸付補助事業に関する県社協による市区町村社協に対する監督について

県社協では、生活福祉資金等の貸付事務の一部を市区町村社協に委託しており、同委託費用として、合計1億5378万円が支出されている。借入申込者や借受人の属する世帯との関わりや接触は、専ら市区町村社協

に委ねられ、貸付審査や償還手続は、市区町村社協の処理によるところが大きい。

市区町村社協による事務委託の状況についてサンプル調査をしたところ、委託事務費交付申請書の誤記について訂正を求めていなかったり、貸付事業報告書における貸付・償還手続の実施状況について積極的に改善を求めていなかったりする例が見られた。

(意見 No. 社5)

市区町村社協による事務委託の状況についてサンプル調査をしたところ、委託事務費交付申請書の誤記について訂正を求めていなかったり、貸付事業報告書における貸付・償還手続の実施状況について積極的に改善を求めていなかったりする例が見られた。

生活福祉資金の貸付けの実施主体は、あくまでも県社協であり、市区町村社協の事務処理に対する指導・監督は徹底されなければならない、具体的に、市区町村社協から委託事務費交付申請書や事務費精算及び事業報告書が提出された際には、その内容について精査し、必要に応じて訂正や改善を求めることが望まれる。

9 職員の配置と活用について

県社協の各職員は、各補助事業・受託事業ごとに割り当てられており、原則、割り当てられた特定の事業のみに従事することとされ、各職員の人件費は、当該事業に係る補助金・委託料から支出されている。

事業ごとに職員一人あたりの平均年間残業時間に大きな偏りが生じているため、事業ごとに職員を縛らず、複数事業を兼務させるなど、より柔軟な人員の配置とその活用方法を検討することが望まれる。

他方で、補助事業・受託事業ごとの適正な補助金額や委託料を算出するためには、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握と、その補助金額や委託料への反映が必要不可欠である。

(意見 No. 社6)

補助事業・受託事業ごとの適正な補助金額・委託料を算出するため、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握に努めつつ、より効率的な事業遂行のためには、特定の事業に従事する特定の職員にのみ業務負担が集中することのないよう、事業ごとに職員を縛ることなく、より柔軟に、人員を配置し、また、人員を活用していくことが望まれる。

10 各種積立資産の運用について

県社協には、多額の積立資産があり、有価証券は、ほとんどが神奈川県債で運用されている。県社協では、経理規程で義務付けられている資金運用の規程は備え置かれていない。なお、平成30年には、過去の運

用利回りがよい神奈川県債が満期となり、改めて資金運用の必要性が生じるとのことである。

(意見 No. 社7)

県社協には、多額の積立資産があり、大半が神奈川県債で運用されているところ、その運用方法について、経理規程で別に定めると規定されているが、資金運用規程は作成されておらず、慣例で運用されている。

平成30年には満期となる神奈川県債が多数生じる見込みであり、その他の運用方法を検討する上でも、その指針となる資金運用規程が速やかに整備されることが望まれる。

11 社会福社会館の業務委託契約について

清掃業務委託及び冷暖房空調設備等保守管理委託については、いずれもビル衛生管理法に基づく清掃関連業務である。

各業務の入札に際しての指名業者は、5社全て共通しており、いずれも総合ビル管理会社であり、各業務の業務仕様書で指定された作業員の確保や作業内容については、通常のビル管理業務として容易に対応可能であると思われる。実際の入札に関しても、「入札の考え方について」は、共通の書式で説明しており、指名業者の要件も全く共通しており、実際の入札日時・場所等の執行も共通している。

(意見 No. 社8)

清掃業務委託及び冷暖房空調設備等保守管理委託については、いずれもビル衛生管理法に基づく清掃関連業務であり、指名業者は共通し、どの業者も総合ビル管理会社として各業務に係る作業は可能であることなどから、事務手続の簡便化及び委託金額の低下の観点から、1つの入札で実施することが望ましい。

昇降機保守管理委託、自動ドア保守管理委託、冷温水発生器保守整備委託及び機械整備委託は、50万円以上であるが、単独随意契約となっている。その理由として、「設置業者であり、他の業者では部品を取り寄せるなど時間と費用がかかる」といった定型的な理由を挙げるのみである。

設置会社という事実だけで、当該業務を履行する能力を有している者が他に存在しないと断定することはできない。むしろ、設置会社を単独随意契約により選定し続けることにより、契約金額が固定化して高止まりし、新規業者の参入等の障壁となるおそれがある。

随意契約は、あくまでも例外であり、具体的な契約締結に当たっては、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないかなど随意契約とする理由を厳密に検証し、適時・適正に見直しをなされなければならない。

(意見 No. 社 9)

昇降機保守管理委託、自動ドア保守管理委託、冷温水発生器保守整備委託及び機械整備委託について、「設置業者であり、他の業者では部品を取り寄せるなど時間と費用がかかる。」といった定型的な理由のみでは、単独随意契約の理由としては必ずしも合理性があるとはいえない。

委託業者の選定に当たっては、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないかなどを検証し、原則どおり相見積りを実施するなど、十分な透明性、公平性及び競争性の確保が図られるよう努めることが望ましい。

- 12 神奈川県社会福祉会館及びかながわ県民センターの分担金の適正配分について

県社協では、会計上、かながわ県民センター利用に係る諸費用（光熱費、清掃料等）に関するかながわ成年後見推進センター部分の負担金について、権利擁護相談センター事業が 30%、かながわ成年後見推進センター事業が 40%、福祉サービス苦情解決事業が 30%の負担として計算しているところ、その分担割合を設定した際の基準が不明である。

上記各事業はいずれも補助事業ないしは受託事業であるところ、各補助事業・受託事業における補助金額・委託料を適正に算出するためには、事業ごとの実際の事業費を可能な限り厳密に算出すべきであり、そのためには、補助事業・受託事業ごとのかながわ県民センター利用に係る費用の分担割合は、合理的かつ相当な基準に基づき、設定する必要がある。

(意見 No. 社 10)

かながわ県民センター利用に係る諸費用に関するかながわ成年後見推進センター部分の分担金について、光熱費や清掃料等の各諸費用に則した合理的かつ相当な基準により、各事業の分担割合を設定することが望まれる。

- 13 文書等の管理について

県社協では、文書等管理規程で義務付けられているファイル基準表が作成されていない。ファイル基準表が作成されなければ、文書等の整理が不十分となり、文書等の適正な保管及び保存ができない可能性がある。

(意見 No. 社 11)

県社協では、文書等管理規程で義務付けられているファイル基準表が作成されていない。文書等の整理を促進し、その適正な保管及び保存をするため、ファイル基準表を作成し、最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。

14 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）について
県社協では、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を実施し、その事務を市町村社協に委託しており、同委託費用として、合計1億2764万3000円が支出されている。

県社協は、市町村社協による事務委託状況に関し、毎年、複数の市町村社協を巡回調査しているが、同調査はサンプル調査であり、平成27年度は30の市町村社協のうち8の市町村社協を調査先としている。各市町村社協が調査先となるのは、概ね3年に1度程度の頻度である。

また、巡回調査結果によれば、各調査先の市町村社協において、日常的金銭管理サービスで取り扱う上限を超える残高の通帳が保管されている、定期的なモニタリング・ガイドライン・ケースカンファレンスが実施されていない等の調査先以外の市町村社協においても存在するであろう共通する問題点が確認された。

これに対して、県社協は、各調査先の市町村社協に対し、調査結果に対する報告書の提出を求めているが、前回の調査で改善を求められた点が今回も改善されていないという調査結果が示されている例もあった。

（意見 No. 社12）

県社協においては、市町村社協に対する毎年の巡回調査の調査先を増やし、各市町村社協が調査先となる頻度を高めるなど市町村社協の事務処理を監督する機会を増やし、また、調査先において発見された共通する問題点について、全ての市町村社協で共有する方策や仕組みを構築することが望まれる。

15 委託事業の統合等の一体的な運営について

かながわ福祉人材センター運營業務委託、かながわ保育士・保育所支援センター事業委託、共同就業相談会事業委託については、いずれも、事業内容は介護福祉士や保育士や看護師等の福祉分野を専門とする人材の無料職業紹介や就職相談会の実施であり共通しており、設置場所や相談会の開催場所も、かながわ県民センターで共通している。

権利擁護ネットワーク形成支援事業委託、かながわ成年後見推進センター事業委託、成年後見人材育成事業委託については、いずれも事業内容は、高齢者や障害者等を対象とした成年後見制度の推進等を目的とした相談や研修・セミナーの実施であり、共通している。

委託事業の統合を含め一体的な運営が図られることにより、人件費や事業費等の削減が可能となり、委託金額の低下を図ることも可能になると考えられる。また、事業内容が拡大し、縦割りであった事業が横断的に実施されたり、新たな事業展開が模索される可能性も出てくる。例え

ば、介護福祉士や保育士や看護師等の無料職業紹介や就職相談会等が一つの受託事業で実施できることになれば、介護福祉士や保育士が医療施設に、看護師が介護施設に就職する機会を提供できる可能性が出てくる。

(意見 No. 社 13)

かながわ福祉人材センター運營業務委託とかながわ保育士・保育所支援センター事業委託と共同就業相談会事業委託については、事業内容が相当程度共通している。

また、権利擁護ネットワーク形成支援事業委託とかながわ成年後見推進センター事業委託と成年後見人材育成事業委託についても、事業内容が相当程度共通している。

県においては、委託金額の削減の観点から、多岐に亘る県社協に対する委託事業の内容を具体的に精査し、一部の委託事業については統合も含め一体的な運営が図られるよう整理をすることが望まれる。

16 生活困窮者自立相談支援事業について

県社協は、県からの受託事業として、県内町村を直接支援の対象として、生活困窮者自立相談支援事業を実施している。

県社協による生活困窮者自立相談支援事業は、平成 27 年度の事業報告によれば、新規相談受付件数は月平均 19 件（≒年間 229 件÷12 か月）であり、暫定支援・支援実施・プラン策定件数は月平均 5 件程度（≒年間 64 件÷12 か月）であり、実際のプラン作成件数は年間 6 件、法に基づく事業等利用件数の合計は年間 5 件のみである。同事業の利用件数は、低水準にとどまっていると言わざるを得ない。

他方で、県からの委託金額は 2217 万 5000 円であり、県社協の他の受託事業に比べて決して少なくない。平成 27 年度の新規相談受付件数の合計が 229 件であることからすると、新規相談 1 件当たり、約 10 万円（≒2217 万 5000 円÷229 件）のコストがかかっている計算であり、上記利用件数を軽視することはできない。

県において、生活困窮者自立相談支援事業の運営の見直しは必要であると思われ、上記のとおり、利用件数が低水準にとどまっているのは、同事業があまり知られていないことが要因の一つとして考えられる。

(意見 No. 社 14)

県社協による生活困窮者自立相談支援事業は、利用件数が低水準にとどまっている。県は、生活困窮者自立相談支援事業の利用件数を増やすための有効な広告媒体の活用などを検討し、生活困窮者自立相談支援事業の周知のためのより一層の方策を採ることが望まれる。

県社協は、県に対し、平成 27 年度生活困窮者自立相談支援事業委託の

業務完了届に事業報告書及び精算書を添付して提出しているが、事業報告書は、月別の相談受付件数や支援対象件数等の図表を添付し、その件数を表記するのみであり、具体的な事業の実施状況は不明であるし、精算書は、契約額・決算額・精算額を報告するのみであり、これからは支出の内訳は全く不明であり、事業報告として不十分と言わざるを得ない。

(意見 No. 社 15)

生活困窮者自立相談支援事業に関する県社協から県への事業報告の内容等は不十分と言わざるを得ない。県は同事業の発注者として、受注者である県社協から事業報告を受けた際は、詳細に内容を精査し、改善点等を指摘したり、場合によっては、中間報告や調査を求めるなど適切に監督することが望まれる。

17 介護支援専門員証交付事務委託の委託料の再検証について

介護支援専門員証の交付事務については、県と県社協との間で随意契約により1年単位での事務委託契約が締結されており、平成23年度～27年度の委託単価は、いずれの年度も1件あたり1136円とされている。

交付件数1件あたりの委託単価は、当該年度において予想される専門員証交付数いかににより、また、増税等の社会情勢の変化により、おのずと増減するはずであるが、平成23年度～平成27年度の5年間に亘っていずれの年も1件当たりの委託料単価が1136円と算出されており、このような状態は、結論ありきの委託料単価の積算ではないかとの疑念を抱かれかねない。

(意見 No. 社 16)

事務委託料の適正性を確保すべく、県と県社協は、介護支援専門員証交付業務委託の委託料の単価について、毎年度、契約の際に協議し、積算根拠を再検証することが望まれる。

18 版下保有を理由とした随意契約について

県社協では、介護支援専門員更新の手引きや封筒等の複数の印刷物を印刷会社に外注して作成しており、その外注件数は平成27年度だけでも79件である。そのうち、印刷物の増刷であって、当該印刷物の当初印刷を受注した印刷会社はその版下を保有していることを理由として当該印刷会社に単独随意契約で再度外注している件数は33件である。

介護支援専門員更新の手引きや封筒等の印刷物は、継続的に増刷が見込まれるものであるところ、その版下を当該印刷会社が保有するとなれば、当該印刷会社に増刷を外注(単独随意契約)せざるを得なくなり、増刷の際の業者選定の競争性は失われる。特に長期に亘って継続的に増刷が見込まれる印刷物については、新刷分のみならず将来に亘る増刷分

をも含めると、それ相応の費用になることが見込まれる。

(意見 No. 社 17)

長期に亘って継続的に増刷が見込まれる印刷物については、単価契約を前提とした入札や相見積もりを実施することが望まれる。

また、版下を県社協が保有することを前提として契約をするなど、その後の増刷の際に版下保有を理由とした単独随意契約が継続することのないよう対処することが望まれる。

19 自主財源（会費収入等）の確保について

県社協の自主財源は、主なものとして、一般会費収入 7800 万 9000 円、駐車場賃貸事業等の収益事業による事業収入 1337 万円（事業費、各種税金納付額等を差引いた繰入金支出額）などがある。

年少人口の減少や新人の福祉人材の早期離職、団塊世代の大量退職という状況の中、県内の福祉人材不足を解消し、安定した地域福祉サービスを提供する必要があるのであり、今後、福祉人材の育成や確保のために、県内の社会福祉法人と県社協との連携を密にすることが重要であり、県社協に期待されている役割は大きいといえる。

県内の社会福祉法人のうち約 200 法人が未加入の状態であり、会員拡大のための方策次第で、会費収入が増える可能性があり、また、県外法人が県内に参入して施設を開設するケースが近年増えているとのことであり、それらの法人や施設が会員となったり、寄付をすることで、会費収入や寄付収入が増える可能性がある。

(意見 No. 社 18)

県社協においては、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供し、地域福祉の推進を図るためにも、未加入法人や施設及び新設の法人や施設に対して入会案内を行うなど、自主財源の増収に向けて会員及び寄付拡大のための施策を検討することが望ましい。

第4章 神奈川県道路公社

第1 法人の概要

神奈川県道路公社（以下「公社」という）は、神奈川県内の区域及びその周辺の地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、有料道路事業や有料駐車場事業等の業務を実施している。

第2 監査の結果

1 県出資金の取扱い及び償還準備金等を充当した場合の不足見込額

三浦縦貫道路の料金徴収期間満了時点で、建設事業費（借入金・出資金）に対し、償還準備金を充当し、さらに損失補てん引当金を充当したり、公社事業全体で調整をしても、補てんされない部分が、出資金額の範囲内で生じる見込みである。

（意見 No. 道1）

今後、建設事業費に対して、料金徴収期間満了時の償還準備金等の不足見込額が多くなればなるほど、当該道路が帰属することになる県にとって、補助金投入や出資金償還額の減少等の財政リスクが高まることになる。

公社においては、同不足見込額が小さくなるように、下記2以下に述べる外部委託の見直しによる経費の削減等、より一層、経営改善の方策につき検討されたい。

2 外部委託について①（駐車場管理業務等委託契約について）

公社が管理・運営する19か所の駐車場のうち、12か所の駐車場の管理業務がAに委託されているところ、Aへの委託契約自体は条件付一般競争入札にて実施されているが、入札者は1者のみであり、過去長期間にわたりAによる固定・独占状態が続いている。

また、平成27年度の吉浜橋駐車場の入札手続において、入札日から起算して30日前までの公告がなされていなかった。

（意見 No. 道2）

公社が管理している19か所の駐車場のうち12か所の駐車場の管理業務委託先は、競争入札が実施されているものの、多くの入札において1者しか参加しておらず、委託先が1者に固定されている状況である。

契約期間の長期化、各契約の対象駐車場数の減少（分割）、参加資格要件の緩和等、入札者数を増やし、競争入札による競争性が確保されるような措置を検討されたい。

特に、入札日から起算して30日前までの公告がなされていなかった競

争入札手続があるため、入札日までの期間の確保等、競争入札における手続を適切に実施されたい。

- 3 外部委託について②（逗子海岸駐車場管理業務等委託契約について）
逗子海岸駐車場の管理委託について、随意契約により契約（逗子海岸ロードオアシス休憩施設サービス提供等業務委託契約）が締結されている。

（意見 No. 道 3）

逗子海岸駐車場（逗子海岸ロードオアシス）の管理業務委託については、平成 22 年 8 月の同施設開設以降、随意契約により契約（逗子海岸ロードオアシス休憩施設サービス提供等業務委託契約）が締結されている。

現在駐車場の収益が順調に推移しているとしても、入札によって参加者を募った場合、より収益・利益の増加が見込めるということも考えられるのであり、それこそが競争入札の趣旨なのであるから、今後も継続して、随意契約により B と契約を締結する根拠としては乏しいものと考ええる。

そのため、競争入札で業者を選定すべきところを安易に随意契約によるべきではない。仮に、随意契約によるとしても、少なくとも、休憩施設の有効利用等について他の業者等とも協議ないしは見積合せを実施するのが望ましい。

また、公平性・透明性を確保するという観点から、駐車場と休憩施設に関する管理委託を一括して委託した場合と、分割して委託した場合についての見積合せをすることも検討されたい。

- 4 外部委託について③（保守点検業務の業務委託について）
各種保守点検業務について、単独随意契約により、業者を選定しているものがある。

（意見 No. 道 4）

公社は、各保守点検業務につき、各設備の製作者又は各設備の保守専門会社による専門性の高い保守点検を実施するため、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき」（公社会計規程第 72 条第 1 項第 1 号）に該当するものとして、随意契約としているが、一般的に、メーカー系以外に保守点検業務を専門に行う独立系保守点検業者も出現しているところであるし、製作者等を単独随意契約により選定し続けることにより、契約金額が固定化して高止まりし、新規業者の参入等の障壁となるおそれがある。

そのため、各保守点検業務については、各設備の製作者であるからという理由で安易に単独随意契約とすることなく、各保守点検業務を履

行する能力を有している者が他に存在しないかなど随意契約とする理由を厳密に検証し、適時・適正に見直しをして、競争入札ないし見積合せの活用も検討されたい。

5 外部委託について④（真鶴道路遠方監視設備更新工事について）

- (1) 平成 26 年度真鶴道路遠方監視設備更新工事について、条件付き一般競争入札を実施しているが、入札は 1 者のみとなっている。

（意見 No. 道 5）

真鶴道路遠方監視設備更新工事の請負契約について、工事の請負契約を締結するにあたり、既設のプログラムを一部移植する仕様と、プログラムを全て変更とし新規にプログラムを組み直す仕様など、複数の仕様が考えられる場合、より予算の効率的利用を図るため、競争入札を実施するにあたっては、複数の業者から仕様ごとの見積りを取得するなどしたうえで仕様を定めたり、移植ないし新規開発の手法を限定しない仕様にて競争入札を実施するなど、複数の業者に入札等への参加の機会を与えるのが望ましい。

- (2) 公社は、真鶴道路遠方監視設備更新工事の請負契約の競争入札の参加資格者について、公社が同入札手続きに先立って実施した見積公募に応募し見積書を提出した者としていたところ、実際に見積書を提出したのは 1 者であり、当該見積公募により入札参加者が確定し、結果として、入札も同 1 者のみとなっている。

（意見 No. 道 6）

競争入札の参加資格者を、見積公募に応募し見積書を提出した者とした場合でも、見積公募に参加した者が 1 者であるときは、再度見積公募を実施するなど、可能な限り、入札者が 1 者のみとならないような措置を検討されたい。

6 外部委託について⑤（トンネル内装板・排水施設等清掃業務委託）

平成 27 年度横須賀・三浦 3 路線（逗葉新道・本町山中有料道路・三浦縦貫道路）トンネル内装板・排水施設等清掃業務委託について、平成 27 年 8 月 26 日付委託契約を締結しているが、同契約締結後の調査により、逗葉新道（逗葉トンネル）の側溝清掃等については廃工となり、平成 27 年 12 月 8 日付け委託変更契約を締結し、請負代金額は 385 万 5600 円が減額となっている。

（意見 No. 道 7）

平成 27 年度横須賀・三浦 3 路線トンネル内装板・排水施設等清掃業務委託について、競争入札に付して契約（委託契約）を締結しているが、

契約締結後の調査の結果、一部の清掃業務等ができないことが判明し、委託契約の変更を余儀なくされている。

競争入札に付して契約を締結するにあたっては、後に条件が変更されることのないよう、可能な限り、事前の調査を果たされたい。

7 駐車場機器の選定について

公社は、管理している各駐車場の駐車場機器（駐車場料金精算装置）について賃貸借契約を締結しており、同契約の締結にあたっては、指名競争入札が実施されているが、そもそも、同駐車場機器の導入物件については、L製の機器に特定している。

（意見 No. 道8）

公社においてはL製の駐車場機器を導入することを前提に、賃貸借契約の締結先を選定するにあたり入札を実施しているが、他社製の機器を導入した場合等のコストも含めて比較・検討するため、駐車場機器自体の選定についても、入札等を実施することによって、価格競争による価格低減効果を図っていくことを検討されたい。

8 利益率の低い駐車場（大仏前・下浦海岸）について

公社が管理・運営している駐車場のうち、大仏前駐車場及び下浦海岸（第一～第三）駐車場の、平成25年度から平成27年度の利益率（差引損益／収益合計）は、公社が管理する他の駐車場の利益率の平均を大きく下回っている。

（意見 No. 道9）

平成25年度から平成27年度における、大仏前及び下浦海岸駐車場の利益率は低く、公社が管理する他の駐車場の利益率の平均を大きく下回っている。

大仏前駐車場について、周辺の寺院や鎌倉市等との間で、一部費用負担の在り方等について協議する等、利益率の低い駐車場の業績の改善方法を模索し、利益率が改善されないようであれば、当該駐車場の撤退・民間への委託も含めて、今後の運営方法を検討されたい。

9 不正通行について

公社が管理している有料道路において、料金を支払わずに料金所を通過する不正通行が記録されており、平成27年度においては、多い月で、本町山中有料道路料金所では1か月16件の、三浦縦貫道路では1か月12件（いずれも平成27年9月）の不正通行が記録されている。逗葉新道料金所にいたっては、1か月53件（平成27年8月）の不正通行が記録されている月があった。

(意見 No. 道 10)

有料道路の不正通行を無くすべく、監視カメラが設置されていることや不正通行には法的措置をとる旨の警告板を設置すること等、更なる対策を検討されたい。

10 職員の時間外労働について

公社の職員 27 名のうち 4 名について、平成 27 年度の年間時間外労働が 360 時間を超えていた。また、ある職員については 1 か月 124.75 時間の時間外労働をしている月が確認された。

(意見 No. 道 11)

時間外労働時間が 1 年で 360 時間を超え、また 1 か月で 100 時間を超える職員がいるなど、一部の職員に時間外労働が偏っている。慢性的に時間外労働の偏りが発生するようであれば、労働災害発生による不測の支出を回避すべく、適切な人員数の配置、人材の育成に加え、業務の内容も見直すのが望ましい。

11 職員の年次有給休暇の取得について

平成 27 年度に年間 20 日間の年次休暇のうち 10 日以上取得していない職員が 6 人いた。

(意見 No. 道 12)

年次有給休暇の取得を促進することは、業務の効率化、人材の育成につながり、公社の管理運営に好影響をもたらすものであるから、公社は、職員の年次有給休暇が取得しやすくなるような職場環境づくりを行うのが望ましい。

12 評議員会について

公社においては、評議員会は年 2 回程度実施されているが、平成 22 年度から平成 27 年度において、評議員全員が出席したのは 1 回にとどまっている。特に、特定の職名の評議員の欠席が多く、職名 A の評議員は 11 回中 5 回欠席し、職名 B の評議員に至っては 11 回中 8 回欠席しており、全く出席していない年度が 6 年度中 3 年度ある。

(意見 No. 道 13)

公社としては、市町の議会日程も調べ、開催日が決定次第なるべく早めに開催通知を発出するようにしているとのことであるが、評議員の欠席状況に鑑み、予め日程確認をしたうえで評議員会の日程を決定する等により、評議員の出席が確保されるような措置について、検討されたい。

13 リース資産の管理について

(1) 公社では、道路パトロール車をはじめ様々な資産をリースにより調達

しているところ、車両については車両管理表によって一覧で管理されているものの、他の料金入金機などを管理する台帳などは存在しておらず、特段管理規程も設けられていない。

(意見 No. 道 14)

リースにより使用している資産についても、公社が維持管理すべき資産であるから、管理規程を策定のうえ管理台帳を作成し、他の資産と同様に台帳と実物の定期的な照合を行うことが望ましい。

- (2) リース料総額約 1 億 1400 万円は、公社の貸借対照表に計上されている有形固定資産 2 億 1100 万円の 50%超の金額となるところ、公社では、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」(以下「リース会計基準」という)の存在を認識しているものの、具体的な対応方法は検討していない。

(意見 No. 道 15)

公社においてリース会計基準が必ずしも適用される必要はないが、同基準の趣旨を勘案した場合、一定のリース取引については同基準に従って通常の売買取引に準じた会計処理を行い、リース資産および負債を計上することが望ましい。

- 14 月次報告について

公社の月次試算表については、理事長による確認が最大 4 か月後となっているものがあつた。また、月次試算表の確認欄に理事長の確認印がないものが確認された。

(指摘事項 No. 道 1)

法人の活動結果を示す月次試算表を適時に作成し、月次報告書として組織のトップである理事長が確認することは、法人運営の根本となる非常に重要な活動であるから、会計規程に従った運用を確実に行うべきである。

- 15 内部監査(本社の各事務所に対する監査)について

各事務所における、小払い資金、回数券の保管については、今までは書面による報告のみとのことであり、また、公社本社から各事務所に対する監視・監督状況に関する報告書等の資料は無いとのことであつた。

(意見 No. 道 16)

事故防止、適正執行を徹底する観点から、小払い資金、回数券の保管について、本社による監査を定期的に行うなど、内部監査として、本社の各事務所に対する監査の体制を構築し、また、当該監査の状況に関する報告書等を作成するのが望ましい。

16 文書の管理について

ファイル基準表上に項目が記載されているものの、実際には同項目に対応する文書等が存在しないものがあったり、ファイル基準表には記載されていないが、本社で保管している文書等もあるなど、不正確な点が見られた。

(意見 No. 道 17)

文書等の適正な保管及び保存をするために、常にファイル基準表が最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。

17 固定資産及び備品の管理について

- (1) 公社では、固定資産は、購入廃棄の際に台帳に追加・削除しているのみで、定期的な現物照合は実施していないとのことであった。

(意見 No. 道 18)

固定資産については、購入廃棄など資産に動きがあった時点のみではなく、帳簿に計上されている資産の実在性を確認するためにも、最低限年に一度は帳簿と現物の照合を行うことが望ましい。

また、その旨規定に織り込むことも検討されたい。

- (2) 公社では、少額の備品については、台帳等による管理は行っていないとのことであった。

(意見 No. 道 19)

備品についても、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合などをマニュアル化するなどして、県の備品管理と同水準での管理をするよう検討されたい。

18 PCBについて

- (1) 公社は、高濃度PCB廃棄物（進相コンデンサ、蛍光灯安定器）と低濃度PCB廃棄物（微量PCB混入電気機器（トランス））を、公社が管理している有料道路沿いに設置されている倉庫にて保管しており、古いもので昭和49年頃から保管しているものもあるとのことである。

(意見 No. 道 20)

PCBは毒性が報告されているものであり、環境汚染が懸念されることから、可能な限り、早期に処分することが望ましい。

- (2) PCBの処分に要する費用は、将来確実に発生する費用で、金額を合理的に見積もることが可能であり、引当金の要件を満たすものであるが、かかる将来見込まれる費用が引当金として計上されていない。

(意見 No. 道 21)

PCBの処分に要する費用については、将来確実に発生する費用であり、金額を合理的に見積もることが可能であり、引当金の要件を満たすものであるから、将来見込まれる費用を引当金として計上することが望ましい。

第5章 公益財団法人神奈川産業振興センター

第1 法人の概要

中小企業者等の経営基盤の強化や新規創業及び新分野進出促進に関する事業を総合的に実施することにより、神奈川県産業の振興に寄与することを目的として、公益目的事業、収益事業等を実施している。

第2 監査の結果

1 設備貸与事業について

公益財団法人神奈川産業振興センター（以下「K I P」という）が実施する設備貸与事業は、設備導入を検討している小規模企業者等（以下「利用者」という）が導入を希望する設備を、K I Pが利用者に代わってメーカー又はディーラーから購入した上で、利用者に対して割賦販売あるいはリースを行う事業である。

長年、設備貸与事業を実施してきているのであるから、K I Pにおいて設備の価格情報や代理店情報を蓄積・分析し、それを有効活用することが望ましい。

そこで、利用者から販売代理店の紹介について要望がない場合においても、K I Pにおいて、過去の実績から安価に購入できる見込みのある複数の販売代理店を利用者に情報提供し、より適正な価格で設備を購入できる機会を提供することを検討されたい。

（意見 No. 産1）

設備貸与事業において導入する設備をK I Pにて購入する際には、過去の実績から安価に購入できる見込みのある複数の販売代理店の情報を利用者に提供するなどして、より適正な価格で設備を購入できる機会を提供することを検討されたい。

2 債権管理について

K I Pが実施する設備貸与事業及び小規模企業者等設備資金貸付事業のいずれにおいても、債権管理や債務者の状況の把握が重要であるところ、K I Pから決算書の提供依頼の連絡をしても決算書を提供してこない企業が存在するのが実態であるとのことであった。

（意見 No. 産2）

設備貸与事業の申込書や割賦契約書、リース契約書において、包括的な規定ではなく、端的に、設備貸与後において毎年度速やかに決算書を提出することを義務付ける規定を設けるなどして、かかる義務の存在を利用者に強く認識させることなどにより、決算書の徴求をより確実に行っていく措置を検討されたい。

また、設備貸与の実施前に申込者の審査を行っているにも関わらず、設備貸与事業の貸倒引当金の算定に使用している貸倒見込率（算定の基礎となる延滞債権額等には、実際に貸倒れとなった額だけではなく、約定額の1割未満の額で返済している企業、約定終了後も完済まで10年以上かかる企業、倒産・廃業・法的処分又はそれに準ずる状況の企業のいずれかに分類された債権を含む。）は割賦について9.26%、リースについて6.61%となっており、これらは決して優れた数値とは言い難い。

公益財団法人神奈川産業振興センター貸付債権管理要綱に定められているとおり、著しい業績の悪化が認められる場合には要注意債権に分類する必要があるため、決算書を確実に徴求するなどして、適時に債務者の経営状態を把握することにより、債権管理の実効性を高めるよう努められたい。

（意見 No. 産3）

決算書を確実に徴求するなどして、適時に債務者の経営状態を把握することにより、債権管理の実効性を高めるよう努められたい。

3 神奈川経済貿易事務所の事業負担金の管理について

平成27年度において、国際ビジネス支援事業費補助金として県からK I Pに対して7829万1323円の補助金が執行されている。

このうち、神奈川経済貿易事務所（中国の大連に設置されているオフィス。以下「大連経済事務所」という）の運営事業に関しては2349万7991円の補助金が執行されている。

この補助金を原資とする大連経済事務所の事業費の大半については、K I Pから大連経済事務所に「海外事業費」という名目で、年度当初に作成された送金計画に基づき複数回に分けて送金する、という方法をとっているようであり、大連経済事務所における収支の詳細をK I Pにて随時把握しているわけではなく、「海外事業費」の使途の適切性については、大連経済事務所の所長に対する信頼のもとに成り立っている状態にある。

（意見 No. 産4）

適切な補助金額を算出するためにも、K I Pにおいて神奈川経済貿易事務所の支出状況をより詳細に把握し、不要な支出がないかを確認する体制を構築するよう検討されたい。

4 神奈川経済貿易事務所の職員の旅費について

平成27年度において、大連経済事務所の職員が中国国内に出張した際に、「現地旅費」という名目で日当が支給されていた。

この点、現状においては、K I Pは「中国国内旅行」についても、K

I Pの旅費規程の「外国旅行」の条項を適用して日当を支給しているようであるが、そもそも旅費規程の条文上、「外国旅行」と「中国国内旅行」は明確に区分けされており、「中国国内旅行」についての日当の支給は根拠に乏しいと言わざるを得ず、所長の出張について所長自身が旅行命令を出すこととなる現状を踏まえると、旅費規程自体を恣意的な解釈がなされないように関係機関の規定を参考にするなど速やかに改善する必要があると考える。

(指摘事項 No. 産 1)

K I Pにおいては、「中国国内旅行」について日当を支給する是非を検討するとともに、支給を継続する場合には、中国国内においてもその出張先ごとに日当の基準を定めるなど、日当支給の根拠としてふさわしい内容に旅費規程を改定することを検討すべきである。

平成 27 年度に大連経済事務所の職員に支給された日当の原資は県から支給される国際ビジネス支援事業費補助金であり、県の限りある財源から執行される補助金が明確な根拠規定等に基づき適正に執行されるよう K I Pを指導するとともに、国際ビジネス支援事業費補助金の執行状況の確認体制を再検討すべきである。

(指摘事項 No. 産 2)

県においては、国際ビジネス支援事業費補助金が適正に執行されるよう、同補助金の執行状況の確認体制を再検討すべきである。

5 備品の管理について

K I Pでは、備品の管理については、10 万円未満の持出可能な備品については備品管理要綱に基づき備品管理簿が作成されている一方で、それ以外の備品の管理について特段の規定がなされておらず、備品の現物照合については、二年に一回程度行われているとのことであった。

また、備品一覧表には「管理室課名」の欄に場所を示す記載がなされるなど、実態にそぐわない記載が散見された。

(意見 No. 産 5)

備品についても年に一回の現物照合などをマニュアル化するなどして、県の備品管理と同水準での管理をするよう検討されたい。

6 外部委託について 1 (委託業者保有データベース活用について)

K I Pは平成 27 年度において、ダイレクトメール (以下「DM」という) の発送業務やメールマガジンの配信業務 5 件について、「委託業者保有データベース活用」を理由に随意契約により委託していた。

しかし、各委託業者が実際にどこの企業にDMを発送したのかをK I Pにおいて確認できない現状においては、委託業者間での発送先の重複

を回避できないばかりか、各委託業者による発送先企業が真にK I P独自のデータベースに登録されていない企業なのか否かについても把握できず、そもそも各委託業者保有のデータベースを活用することが、「新規顧客の集客」に結びついているかどうかとも確認できない状態にある。

(意見 No. 産6)

K I Pは、DM発送業務を委託するに際して、委託業者が保有するデータベースを購入する場合におけるコストも検討するなどして、今一度、真に当該委託業者しか保有していないデータベースを活用するケースといえるのか否かを慎重に検討するとともに、できる限り重複発送を回避する方法を検討することが望まれる。

7 外部委託について2 (プロポーザル方式について)

K I Pの建物総合管理業務の委託については、平成25年度、平成27年度のいずれについても、それぞれプロポーザル方式を用いることが選定会議で決定され、委託業者が選定されているものである。

いずれの年度においても、辞退者が目立つ状況にあり、平成27年度においては、5社を選定したものの4社が辞退しており、プロポーザルを行ったのは1社のみであった。

選定した企業が辞退すること自体はやむを得ないものと考えますが、プロポーザル方式において、参加者が1名となってしまう場合は、競争原理が働かないことに加え、合否基準が骨抜きになっていると言わざるを得ず、選定会議要綱第8条において「入札参加者等の選定業者数は、原則として5者以上指名するものとする。」という規程の趣旨を没却している。

(意見 No. 産7)

プロポーザル方式による業者選定をする際には、参加者が1名となる事態を回避するために、そもそもの参加者数を増やす、参加者が辞退した場合に改めて参加者を募るだけの時間的な余裕を設けるなどの措置を講じることが望まれる。

8 外部委託について3 (財務規程細則の正確な適用)

平成27年度において実施された修繕工事は、いずれも250万円未満のものであり、入札は不要であるところ、そのうち比較的高額となっていた3件の修繕工事のうち、駐車場設備の取替工事2件については「専属契約等で他の者から見積を徴す必要が認められないとき」に該当するとして、相見積りが取得されていない。

しかし、根拠として提出された契約は、そもそもK I Pを当事者とするものでない、すなわちK I Pが義務を負う類の契約ではないことに加え、その内容も専属契約と呼べるものではなかった。

(意見 No. 産 8)

K I Pは、今後のセンタービルの駐車場設備の取替工事において、相見積りを省略させる根拠についてより正確に適用するよう努めるとともに、必要となる部品に代替性がないものなのかにつき慎重に検討した上で、相見積り取得の可否を検討されたい。

9 文書の管理について

「公益財団法人神奈川産業振興センター文書等管理規程（以下「文書管理規程」という）」第4条第4項において、「課長は、文書等の整理を促進し、その適正な保管及び保存をするため、ファイル基準表(第1号様式)を作成し、最新の状態に保たなければならない。」と規定されている。

この点、平成27年度にK I Pに備置されていたファイル基準表の提供を求めたところ、K I Pから包括外部監査人に提供されたファイル基準表はA4サイズで2枚程度のものであった。

(意見 No. 産 9)

文書等の適正な保管及び保存をするために、常にファイル基準表が最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。

10 発注開拓専門員の旅費について

現状の「発注開拓専門員旅費計算表」では、発注開拓専門員が実際に支出した交通費にかかわらず日額で定められた旅費のみが支給されることとなっており、訪問先が遠方になればなるほど、実際の交通費が日額の旅費を上回る可能性が高く、また、同一日に複数の企業へ訪問に行くことでむしろ支給される旅費が低額になってしまう不具合も懸念される。

(意見 No. 産 10)

発注開拓専門員が遠方の企業へ訪問したり、同一日に複数の企業へ訪問することを促すためにも、交通費の実費精算をするよう検討されたい。

11 貸室の賃料について

国からの受託事業において神奈川中小企業センタービル（以下「センタービル」という）の貸室を利用する際における賃料の多くが大幅に減額されている一方で、県からの受託事業においてセンタービルの貸室を利用する際にビル管理規程所定の賃料が減額されないまま設定されている現状はバランスを欠いている印象を与えるものである。

(意見 No. 産 11)

県は、K I Pへの委託事業においてセンタービルの利用が想定される場合には、委託料を算出するに当たって、賃料の減額については委託料の減額の余地がないかを検討されたい。

第6章 財政的援助団体等全般について

第1 財政的援助に関するデータ収集とその公表

1 概要

県では、行政運営の透明化等のため平成25年度から「見える化」に取り組んでいるところ、財政的援助等に関しては、特に補助金については、県単独補助金に限ってはああるものの、単年度における補助金ごとの補助金名称、補助金交付先、当初予算額及び補助率について、平成28年度より公表を開始しているものの、個々の補助金の交付実績額や県全体の補助金交付実績額及びその近年の推移などといったデータは公表していない。

2 監査の結果

不断の行政改革の中で、緊急財政対策で掲げた「県単独補助金」の見直し実現の効果を測定するためにも、少なくとも県単独補助金ごとの交付額・補助率とその近年の推移等のデータの経年的な把握は今後も必要である。これらのデータを「県単独補助金の見える化」として、毎年度、県民に公表していくことは「見える化」の趣旨にも適う。これを県が実施することで県が過度の負担を強いられるものでもない。

(意見 No. 総1)

県は、少なくとも、県単独補助金について、補助金ごとの当初予算額や補助率の推移等のデータを、平成28年以降も経年的に収集して把握し、これを補助金等の見直しに関する県の取組の一つの効果測定材料とし、また、これを県民に公表して補助金の透明性を確保することが望まれる。

なお、可能であれば、公表するデータについては当初予算額ではなく補助金交付実績額とすることが望ましい。

第2 財政的援助団体等における資産の管理

1 概要

財政的援助団体等67団体の中から監査対象とした4団体のうち、株式会社湘南国際村協会(以下「国際村協会」という)、神奈川県道路公社(以下「道路公社」という)、公益財団法人神奈川産業振興センター(以下「KIP」という)の3団体につき、資産管理に関する問題点が確認された。

2 監査の結果

県出資団体における同団体自体の資産といえども、県が出資している以上は、資産管理に問題があれば、適切な資産管理を行うよう促すことが望まれる。

(意見 No. 総 2)

県としては、県 100%出資団体について、資産管理に関する現況を確認の上、問題点があれば、県の基準を参考に示すなど、適切な資産管理を行うよう促すことが望ましい。

また、財政的援助等により取得した財産は、財政的援助等が物に形を変えたものであり、多分に公益的性格を持つものであるといえるから、当該財政的援助団体等に対する財政的援助等の適正性を確保・担保するためにも、その他の財政的援助団体等における財政的援助に係る資産管理についても、可能な限り、県における資産管理と同水準での資産管理ルールを準用させることが望ましい。

(意見 No. 総 3)

県としては、県 100%出資団体以外の出資団体や補助金交付事業においても、可能な限り、資産管理に関する現況を確認の上、問題点があれば、県の基準を参考に示すなど、適切な資産管理を行うよう促すことが望ましい。

第 3 財政的援助団体等における文書の管理

1 概要

財政的援助団体等 67 団体の中から監査対象とした 4 団体のうち、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「社協」という）、道路公社、K I P の 3 団体につき、文書管理に関する問題点が確認された。

2 監査の結果

ファイル基準表の記載内容の正確性を確保することは、第三者によるモニタリングや監査の充実化・効率化にもつながり、また、当該団体自体の業務の効率化にもつながる。

(意見 No. 総 4)

財政的援助団体等における文書管理は、第一次的には当該団体の問題であるとしても、県は少なくとも、県出資団体や補助金交付団体に対して、ファイル基準表の作成の有無や、その内容の正確性を適宜確認し、不備等がある場合にはその改善を促すことが望まれる。

第4 財政的援助団体等における委託・請負契約

1 概要

財政的援助団体等 67 団体の中から監査対象とした 4 団体すべてにつき、委託・請負契約に関する問題点が確認された。なお、財政的援助団体等に関する委託・請負契約に関する問題点については、包括外部監査人が昨年度（平成 27 年度）に監査対象とした「公益財団法人神奈川芸術文化財団」（県 100% 出資団体）においても複数の意見を述べている。

2 監査の結果

その意見の内容は様々であるが、団体にまたがり共通しているものは、①入札、プロポーザルによる業者選定の際には複数の参加者を確保すべきで参加者 1 者となる事態は避けるべき、②随意契約とされているものについては可能な限りその価格の適正性を確認・検討すべきというものである。またがって共通した問題点が確認されていることからすると、かかる問題点を今回監査対象としなかった他の財政的援助団体等に対して県が積極的に周知することは十分意義があるものと思われる。

（意見 No. 総 5）

財政的援助団体等における委託・請負契約に関して包括外部監査人が今回把握した問題点等について、県は、今回監査対象にしなかった他の財政的援助団体等に対して特に積極的に情報提供するなど周知することが望まれる。

第5 財政的援助団体等における人事・労務

1 概要

財政的援助団体等 67 団体の中から監査対象とした 4 団体のうち、道路公社、社協の 2 団体につき、時間外労働に関する問題点が確認された。

なお、包括外部監査人が昨年度（平成 27 年度）に監査した「公益財団法人神奈川芸術文化財団」（県 100% 出資団体）では、明らかに労使協定に違反するような恒常的な時間外労働が行われており労働災害が発生するリスクを抱えた状態にあることが確認されている。

2 監査の結果

県出資団体において不適切な時間外労働による労働災害となれば県の出資に関わってくるし、また、県が補助金交付した事業ないし委託した事業において不適切な時間外労働による労働災害となれば、その補助事業や委託事業自体に支障が生じるおそれもある。

(意見 No. 総 6)

財政的援助団体等における労務管理等は、第一次的には当該団体等の問題であるとしても、県は、少なくとも県出資団体や、補助金交付事業、県委託事業において、労働災害が発生するリスクのある過剰な時間外労働が恒常的に行われていないか、関係各所属においてその現況を把握し、問題点があればその改善を促すことが望まれる。

第 6 財政的援助団体等における補助金と人員配置・人件費把握

1 概要

- (1) 社協の補助事業数は 9 件であるところ、社協の各職員は、補助事業ごとに割り当てられており、原則として割り当てられた特定の補助金事業のみに従事することとされている。また、社協の各職員の人件費は、基本的に、当該職員が割り当てられた特定の補助事業に係る補助金から支出されている(ただし、補助事業間で補助金の繰り出し・繰り入れあり)。

社協では、合計 19 件の補助事業・県受託事業を遂行している中で、事業ごとで職員一人あたりの平均年間残業時間に大きな偏りが生じており、19 件の複数事業に対する縦割り型の職員の配置と活用が念頭に置かれていることが、その大きな偏りの一つの要因となっているのではないかと推測される。

- (2) K I P の補助事業数は 8 件であり、内訳に人件費を含む補助事業は 3 件である。この 3 件の補助事業のうち、1 件については県社協と同様に特定の職員が当該補助事業のみに従事するよう固定化されていたが、残りの 2 件については、ある補助事業に従事しつつ、他の補助事業等にも従事する、という縦割り型ではない柔軟な職員配置とその活用をしているようであった。その上で、K I P から提出される職員人件費をもとに、県所管課にて、各職員の主たる業務に応じて、補助事業ごと(あるいは同一補助事業内での事業分類ごと)に割り振った上で、補助事業ごと(あるいは同一補助事業内での事業分類ごと)の人件費の金額を確認しているとのことであった。以上のような柔軟な職員配置が活用されているためか、K I P においては、職員一人あたりの平均年間残業時間に目立った偏りは見受けられなかった。

2 監査の結果

(意見 No. 総 7)

複数の補助事業を遂行する財政的援助団体等において、効率的かつ充実した事業を遂行するためには、特定の補助事業に従事する職員にのみ業務量が集中することは可能な限り避けるべきであり、事業ごとに職員を縛らず、複数事業を兼務させるなど、より柔軟な人員の配置とその活

用方法を検討することが望まれる。

ただし、補助事業ごとの適正な補助金額や委託料を算出するためには、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握と、その補助金額や委託料への反映が必要不可欠であるから、職員に複数事業を兼務させるなど、より柔軟に人員を配置しまた人員を活用するにあたっては、事業ごとの人件費の詳細な把握方法と、人件費の割り振りの方法を検討することが必要である。

第4編 包括外部監査結果の総括

第1 指摘事項・意見の区別

法令や通達に照らして違法な財務の執行を行っていると考えられるものについては指摘事項とした。また、違法とまでは言えないものの、著しく不当であると考えられるものについても指摘事項とした。他方で、違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考えられるものについては意見とした。

第2 指摘事項・意見の一覧表

指摘事項としたものは15項目で、意見としたものは68項目である。

1 指摘事項の一覧表

編-章	テーマ	No.	指摘事項のポイント
3-2	株式会社 湘南国際村協会	湘1	湘南国際村センター運営スキームの見直し
		湘2	同センター管理組合の事務局費の不明確性
		湘3	同センター管理組合の湘南国際村センター県 専有部分に関する事務局人件費の不明確性
		湘4	同センター管理組合の湘南国際村センター共 有・共用部分に関する事務局費の負担配分の見 直し
		湘5	複数年に亘る大規模修繕工事の予算計上方法 の不適切性
		湘6	「県公共施設の見える化」における同センター 維持修繕コストの不適切な記載
		湘7	同センター管理組合の消費税等の申告漏れ
		湘8	同センター管理組合の法人税等の申告漏れ
		湘9	同センター管理組合の不適切な監査体制
		湘10	普通財産である同センター共有部分の無償貸 付けの不適切性
3-3	社会福祉法人 神奈川県社会 福祉協議会	社1	生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等 特別積立金明細書の不備
		社2	生活福祉資金貸付金の適正な評価方法と徴収 不能引当金の計上不足
3-4	神奈川県 道路公社	道1	月次試算表および月次報告書の会計規程に違 反した不適切な運用

編-章	テーマ	No.	指摘事項のポイント
3-5	公益財団法人 神奈川産業振興 センター	産 1	中国国内旅行における日当支給の根拠の整備
		産 2	国際ビジネス支援事業費補助金の執行状況の適切な確認

2 意見の一覧表

編-章	テーマ	No.	意見のポイント
3-2	株式会社 湘南国際村協会	湘 1	湘南国際センター全体に関する情報開示の不十分
		湘 2	同センター大規模修繕工事プロポーザルにおける競争性の確保
		湘 3	同センター管理組合事務局費の会計表示の不当性
		湘 4	同センター管理組合の役員選任決議の不備①
		湘 5	同センター管理組合の役員選任決議の不備②
		湘 6	バルコニー隔板修繕費の負担方法の見直し
		湘 7	アンテナ設置賃料収入の帰属先の見直し
		湘 8	セグメントごとの損益計算の実施
		湘 9	事務室使用状況の見直し
		湘 10	個人情報の適切な管理の徹底
		湘 11	備品の管理方法の改善
3-3	社会福祉法人 神奈川県社会 福祉協議会	社 1	生活福祉資金貸付制度の周知促進
		社 2	国庫補助金等特別積立金明細書の適切な作成方法
		社 3	生活福祉資金貸付金の督促方法の更なる検討
		社 4	生活福祉資金貸付金の管理システムの脆弱性
		社 5	生活福祉資金貸付金の貸付事務に関する県社協の市区町村社協に対する指導・監督の徹底
		社 6	硬直化した職員の配置と柔軟な活用
		社 7	積立資産の有価証券の資金運用規程の不備
		社 8	指名競争入札の一本化の検討
		社 9	単独随意契約の理由の検証と業者選定の競争性等の確保
		社 10	かながわ県民センターの分担金の適正な算出方

編-章	テーマ	No.	意見のポイント
			法の検討
		社 11	ファイル基準表の不備
		社 12	福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）に関する県社協の市町村社協に対する指導・監督の徹底
		社 13	委託事業の統合等の一体的な運営の検討
		社 14	生活困窮者自立相談支援事業の周知促進
		社 15	生活困窮者自立相談支援事業についての県による適切な監督
		社 16	介護支援専門員証交付業務委託の委託料の再検証
		社 17	印刷会社選定の際の透明性、公平性及び競争性の確保
		社 18	自主財源の増収のための更なる施策の検討
3-4	神奈川県 道路公社	道 1	建設事業費に対する償還準備金等の不足見込額への対応の検討
		道 2	競争入札の入札参加者の増加による業者選定の競争性の確保
		道 3	休憩施設の有効利用及び競争入札等の実施の検討
		道 4	単独随意契約の理由の再検討と業者選定の競争性の確保
		道 5	請負契約の発注仕様内容の検討
		道 6	見積公募参加者が1者の場合の競争入札方法の検討
		道 7	競争入札に係る事前調査の徹底
		道 8	駐車場機器選定の妥当性・相当性の再検討
		道 9	利益率の低い駐車場の業績改善及び運営方法の検討
		道 10	有料道路の不正通行に対する措置の検討
		道 11	特定の職員への時間外労働の偏りの改善
		道 12	年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり
		道 13	評議員会への出席の確保
		道 14	管理規程・管理台帳によるリース資産管理の検

編-章	テーマ	No.	意見のポイント
			討
		道 15	企業会計基準によるリース資産・負債の管理
		道 16	本社の各事務所に対する内部監査の徹底
		道 17	ファイル基準表の適切な更新
		道 18	固定資産の帳簿と現物の照合
		道 19	備品一覧表の作成及び備品の現物照合
		道 20	P C B の早期処分の実施
		道 21	P C B 処分費用の引当金としての計上
3-5	公益財団法人 神奈川産業振興 センター	産 1	設備貸与事業における販売代理店の情報提供
		産 2	設備貸与実施後の決算書の確実な徴求
		産 3	貸付債権管理の実効性の確保
		産 4	神奈川経済貿易事務所の支出状況の適時・適切な把握
		産 5	備品の管理の徹底
		産 6	委託業者保有データベースの適切な活用
		産 7	プロポーザル方式における参加者の確保
		産 8	財務規程細則の正確な適用
		産 9	最新のファイル基準表の備置
		産 10	発注開拓専門員の旅費の適切な精算
		産 11	県委託事業におけるセンタービル貸室賃料の減額の検討
3-6	財政的援助団体 等全般について	総 1	県単独補助金の交付額等の経年的なデータ収集と公表
		総 2	県 100%出資団体における適正な資産管理の促進
		総 3	その他の財政的援助団体等における適正な資産管理の促進
		総 4	ファイル基準表の作成とその不備等の改善
		総 5	財政的援助団体等における委託契約等に関する問題点の周知
		総 6	財政的援助団体等における過剰な時間外労働の改善
		総 7	複数の補助事業における柔軟な人員配置、人件費の適正な把握

